

奥州市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月29日

奥州市監査委員 千 田 永
奥州市監査委員 佐 藤 健 司
奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和6年11月13日から11月15日まで

本監査 令和6年11月21日

(2) 監査の対象とした部課等名

健康こども部所管の予算執行を行う部課等

こども家庭課、保育こども園課、健康増進課、保険年金課及び新医療センター建設準備室並びに各総合支所の市民生活グループ、市民福祉グループ及び健康福祉グループ

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和6年度(令和6年4月1日から令和6年9月30日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和5年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
こども家庭課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
保育こども園課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
健康増進課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
保険年金課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
新医療センター建設準備室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺総合支所 市民生活グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

江刺総合支所 健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所 市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所 市民生活グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所 健康福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所 市民福祉グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。